

令和6年度「京都市 輝く地域企業表彰」及び「これからの1000年を紡ぐ企業認定」式典の企画及び運営業務に関する提案募集要項

1 業務の名称

令和6年度「京都市 輝く地域企業表彰」及び「これからの1000年を紡ぐ企業認定」式典企画及び運営業務

2 業務の目的及び募集趣旨

京都市では、「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、地域に根差した企業活動に継続して取り組まれている事業者を表彰する「京都市 輝く地域企業表彰」（以下「表彰」という。）を実施する。

また、「ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、社会課題を解決する事業者を認定する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」（以下「認定」という。）を実施する。

表彰及び認定によって、様々な地域企業や社会課題の解決に取り組む企業のモデルを事業者並びに市民の皆様に広く周知・発信するため、式典を実施することとし、効率的かつ効果的な業務遂行のため、式典の企画及び運営業務を委託する。

委託先選定に当たっては、条例や構想に基づく京都市の取組について十分に理解するとともに、式典の企画及び運営に関し、優れた能力を有していることが必要であることから、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定する。

3 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

仕様書のとおり

4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 以下の業務の類似実績を有すること。
事業者等表彰式典の企画運営に関する業務の実績
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申請書【様式1】 1部
- イ 提案書（様式自由） 7部
- ウ 業務実績一覧【様式2】 1部
- エ 見積書 7部
- オ 会社概要（団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 1部
- カ 個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書【様式3】 1部

(2) 提出期限

令和6年8月21日（水）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 質問期限

令和6年8月19日（月）午後5時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とし、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ウ 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年8月20日（火）までに以下のホームページに公開することによって行う。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(5) 提出先及び問合せ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：大松、二川）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3329

FAX：075-222-3331

メールアドレス：chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp

6 受託候補者の選定

応募者からの提案について、その内容を次の(2)に掲げる審査基準に基づいて採点し、順位を決定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、応募者に別途通知する。

(1) 選定方法

ア 次の(2)に掲げる審査基準について採点し、順位を決定する。このうち項目評価点（100点満点）合計点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、各委員の項目評価点の合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

区分	評価事項	評価点
運営力	的確に業務実施することが可能か。	15点
	業務実施体制が整っているか。	15点
	運営計画・手法が妥当であり、かつ安全性が高いか。	15点
	仕様書に定める内容以外の効果的な追加提案はあるか。	5点
企画力及び実績	当該業務に対する意欲はあるか。	15点
	類似事業について実績があるか。	10点
	「地域企業」について理解しているか	10点
市内貢献	市内に本店又は主たる事業所を有している中小企業であるか（満たしていれば5点）	5点
社会的課題解決	これからの1000年を紡ぐ企業認定の認定企業、KES、ISO14001等の環境認証を取得しているか、「障害者法定雇用率」を達成しているか（いずれか満たしていれば5点）	5点
見積額	見積金額及び見積経費項目は妥当か。	5点
合計		100点

イ 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行うが、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館へ公表する。

7 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

万一、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

8 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 京都市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。

- (5) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。